

審 第 2 4 2 2 号

答 申 第 5 1 4 号

平成 3 1 年 3 月 5 日

千葉県病院局長

矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日付け精医セ第 3 2 1 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 7 0 0 号

平成 2 8 年 8 月 2 8 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 8 年 8 月 8 日付け精医セ第 2 3 7 号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年7月11日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県精神科医療センター及び千葉県こども病院における参議院議員選挙に関する情報一切。ただし、平成28年度に限る。たとえば、起案、議事録・会議報告書、プレスリリース、患者さんやその家族からの文書、患者さんやその家族からのへの文書、選挙管理委員会への文書、選挙管理委員会からの文書、選挙関係の職員の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、食糧費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書および国家公務員法等でそれらに相当する文書、贈与等報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他でのメモ、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、投票数、期日前投票数、帰宅して投票する人数、職員側の投票数、その他の投票、投票率、選挙運動、選挙ポスター、投票運動、選挙結果に関する文書、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。なお、

非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、以下のとおり特定した。

- (1) 平成28年6月10日付け病経管第492号「参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について（通知）」（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 同月22日付け病経管第566号「参議院議員通常選挙投票日当日における職員に対する便宜供与について」（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 同年5月24日付け千選管第64号「不在者投票事務に関する事務打合せ会について（通知）」（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 同日付け千選管第70号「指定施設等における不在者投票管理者の留意事項について（通知）」（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) 同年6月6日付け「復命書」（以下「本件対象文書5」という。）
- (6) 同月15日付け千選管第292号千明推協第15号「第24回参議院議員通常選挙に係る啓発用ポスターの掲出について（依頼）」（以下「本件対象文書6」という。）
- (7) 同月24日付け精医セ第185号「指定病院等における不在者投票管理者の留意事項について」（以下「本件対象文書7」という。）
- (8) 同年7月1日付け精医セ第185号の2「不在者投票用紙等の請求について」（以下「本件対象文書8」という。）
- (9) 同月3日付け「投票用紙及び不在者投票用封筒について（送付）」（以下「本件対象文書9」という。）
- (10) 同月2日付け「不在者投票用紙等の送付について」（千葉県花見川区選挙管理委員会分）（以下「本件対象文書10」という。）
- (11) 同日付け我選管第103号の40「投票用紙及び不在者投票用封筒の交付について」（以下「本件対象文書11」という。）
- (12) 同日付け選管号外「投票用紙等の送付について」（以下「本件対象文書12」という。）
- (13) 同月4日付け事務連絡「（件名なし）」（投票用紙及び不在者投票用封筒の送付、船橋市選挙管理委員会分）（以下「本件対象文書13」という。）

(14) 平成28年7月2日付け「送付書」(以下「本件対象文書14」という。)

(15) 同日付け「不在者投票用紙等の送付について」(千葉市中央区選挙管理委員会分)(以下「本件対象文書15」という。)

(16) 同日付け市選管第473号-141「不在者投票に係る投票用紙等の交付について」(以下「本件対象文書16」といい、同1から同16までを併せて以下「本件各対象文書」という。)

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成28年8月8日付け精医セ第237号による行政文書部分開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服とし、平成28年8月28日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、生年月日のうち19という文字、投票区、住所のうち都道府県名ないし市区町村及び頁を開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

上記1に記載の情報は、条例第8条第2号に該当しない。また、たとえ該当したとしても、同号イ及びロに該当する。

3 反論書の要旨

(1) 不存在に対する審査請求を受けた後の対応について

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、不存在の審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

(2) 文書の特定

本件文書に記載された選挙という事案の性質に加えて、開示文書の記載からして、郵便物の発送や会議への出席等が行われたことが認められるため、公金の支出が全くないとは、到底考えられない。

また、開示文書の「不在者投票事務処理要領」等には、職員による手書きのメモが記載されている。しかし、原処分で特定された文書は、職員1人分のものであり、他の職員が「不在者投票事務処理要領」等に手書きしたメモの内容は、当然、一人一人異なるのであるから、他の職員の分一切についても特定すべきである。

本件同様の開示請求に対する決定にあたる平成28年8月5日付け精医セ第234号で特定された文書の後で、選挙の直前、選挙の当日、選挙の直後に取得又は作成された文書が全くないとは、到底考えられない。

(3) 不開示部分の不開示情報非該当性

第4の3(2)では、審査請求人が入院患者の氏名等まで全部開示すべきと請求しているかのように記載されているが、現実には審査請求書のとおりであって、審査請求対象を誤って弁明書が作成されている。行政不服審査請求の重要性を軽視していると言わざるを得ない。

我が国の精神医療は、国連の種々の委員会からは是正勧告が繰り返し出されており、被収容者が人身を拘束されながら投票権を行使できているかを監視することは、人権団体の当然の責務であり、障害者の権利条約の各規定及び全体の精神にも適合する。

実施機関は、原処分において、ある文書では生年月日が昭和であることを開示し、またある文書では選挙管理委員会の名称等を開示することによって住所のうち市町村名まで開示しているにもかかわらず、他方の文書では当該情報を不開示とした。これは、不自然かつ不合理である。

したがって、原処分により本件不開示部分に相当する情報がすでに開示されている以上、別の箇所であって当該情報をあえて不開示とする理由はなく、開示すべきである。

また、頁は、個人に関する情報でも、個人を特定できる情報でもないため、そもそも条例第8条第2号には該当しない。

(4) 反論書の提出期限について

弁明書副本の送付書（審査請求人用）の作成日が平成28年10月3日であり、同送付書及び弁明書の発送日が翌4日であり、審査請求人の手元に届いた日付が翌5日であるにもかかわらず、本件担当課が反論書の提出期限を平成28年11月3日とし、さらに必着としたことは、公平の観念に反する。そして、実施機関が書類を作成してから発送するまでの期間、発送されてから審査請求人に届くまでの期間、審査請求人が反論書等を発送して担当課に届くまでの期間を当然、考慮して、反論書提出期限を設定すべきである。今後はこのようなことがないように、審査会には附言を頂きたい。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件決定の内容

(1) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

(2) 対象行政文書の特定及び内容について

実施機関は、審査請求人による本件請求を受け、本件各対象文書を特定し、本件決定を行った。

本件各対象文書は、平成28年度の参議院議員選挙の際に、職員の服務規律に関して病院局から出された通知等及び投票を希望する精神科医療センター（以下「センター」という。）入院患者に対して実施された不在者投票に係る文書等である。

2 部分開示の理由

(1) 不開示部分について

本件各対象文書中、全部開示とした文書は、本件対象文書1から同7まで、同11から同14まで及び同16である。

上記以外の本件対象文書8から同10まで及び同15（以下「部分開示した本件各対象文書」という。）中、不在者投票を行った入院患者の氏名、住所、生年月日、性別、投票区、名簿番号及び頁は、条例第8条第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

部分開示した本件各対象文書に記載の入院患者の氏名、住所、生年月日及び性別は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため不開示とした。また、投票区、名簿番号及び頁は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であるため不開示とした。

なお、これらの情報は、条例第8条第2号イからニまでのいずれにも該当しないものである。

3 弁明の理由

(1) 審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、センターには本件各対象文書以外には本件請求に係る行政文書は存在しなかったため、本件決定を行ったものである。

(2) 審査請求人は、不開示部分はいずれも条例第8条第2号に該当しない。また、たとえ該当したとしても、同号イ及びロに該当する旨主張する。

しかしながら、部分開示した本件各対象文書に記載の入院患者の氏名、住所、生年月日、性別、投票区、名簿番号及び頁は、上記2(2)で説明するとおり特定の個人を識別できる情報であって、条例第8条第2号に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないことから、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 審査請求人は、生年月日のうち19(西暦年の上二桁)、住所のうち都道府県名、市町村名を開示するべきである旨主張するが、生年月日も住所も一体として個人を識別する情報であることから一括して不開示としたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書について

本件対象文書1及び同2は、平成28年度の参議院議員通常選挙の際に、実施機関がセンター長宛てに送付した職員の服務規律に関する文書等であり、本件対象文書3から同7までは、平成28年度の参議院議員通常選挙の際に、千葉県選挙管理委員会

主催の不在者投票事務に関する打合せで使用された資料等であるが、実施機関は、上記に掲げた本件対象文書を全て全部開示している。

本件対象文書8は、平成28年度の参議院議員通常選挙の際に、公職選挙法（昭和25年法律第100号。平成28年号外法律第94号による改正前のもの。以下「法」という。）及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）に基づきセンター長が不在者投票管理者として各市及び区の選挙管理委員会宛てに不在者投票用紙等の交付を請求するための起案文書であるが、そのうち、実施機関は、不在者投票処理カードBにおける不在者投票を希望するセンター入院患者（12人分）の住所、氏名及び生年月日、各代理請求依頼状においてはセンター入院患者の住所、氏名及び生年月日を、条例第8条第2号に該当するとして、不開示としている。

本件対象文書9から同16までは、各市及び区の選挙管理委員会がセンター又はセンター長宛てに上記請求に対して投票用紙等を送付した際のかがみ文（12人分）であるが、そのうち、実施機関は、本件対象文書10及び同15におけるセンター入院患者の氏名、本件対象文書9においてはセンター入院患者の氏名、生年月日、住所、投票区、頁及び名簿番号を、条例第8条第2号に該当するとして、それぞれ不開示としている。

これに対し、審査請求人は、上記不開示情報のうち、生年月日のうち19という文字、投票区、住所のうち都道府県名又は市区町村及び頁は条例第8条第2号に該当しない、同号に該当するとしても、同号イ又はロに該当するため、開示すべき旨主張している。

そこで、実施機関の本件決定の妥当性について、以下検討する。

2 条例第8条第2号該当性について

(1) 氏名、生年月日及び住所について

氏名、生年月日及び住所は、不在者投票を希望するセンター入院患者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 投票区、頁及び名簿番号について

法第19条及び第20条の規定により、各市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿を調製し、投票区ごとに編製しなければならない。選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をしなければならない。また、各市町村の選挙管理委員会が指定する投票所に備え付けられた選挙人名簿又はその抄本との対照（法第44条第2項参照）を滞りなく行うため、通常、選挙人名簿抄本には、各頁が振られており、名簿番号が選挙人ごとに割り振られている。

そうすると、本件決定で不開示とされた投票区、頁及び名簿番号は、不在者投票を希望するセンター入院患者の各選挙人名簿又はその抄本に一体として記載されている情報といえ、上記入院患者個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

また、法第23条及び第28条の2の規定により、選挙人名簿及びその抄本に関する縦覧・閲覧制度が認められているが、その縦覧・閲覧手続きにおける縦覧・閲覧の方法及び期間等を考慮すれば、上記不開示情報は、縦覧・閲覧によって広く一般の人々に知られているともいえない。

したがって、上記不開示情報は、慣行として公にされている情報とはいえず、同号イには該当せず、また、同号ロ、ハ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

3 対象文書の特定について

審査請求人は、審査請求書において、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法であると主張している。

そこで、当審査会において確認したところ、次のとおりであった。

- (1) 参議院議員通常選挙の不在者投票における経費の額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第13条の2の規定により、不在者投票をした選挙人1人について753円と一律に定められており、同法第18条の規定により、都道府県は、総務大臣から上記経費として交付を受けた額を不在者投票管理者に交付することになっている。

この点、実施機関は、千葉県知事に対し、本件請求日である平成28年7月11日以降に不在者投票に関する経費の請求を行っている。

(2) 本件対象文書5に添付されている不在者投票事務処理要領は、千葉県選挙管理委員会主催の不在者投票事務に関する打合せで使用された資料であるが、実施機関が保有しているものは開示済みの文書のみであった。

以上のことより、実施機関の本件各対象文書以外の行政文書が存在しないとの説明には不自然・不合理な点は認められない。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月11日	諮問書の受理
平成28年10月26日	反論書の写しの受理
平成30年 9月26日	審議
平成30年10月31日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)